

令和8年度 泉佐野市出会いの機会創出事業（婚活デジタルプラットフォーム構築）業務  
仕様書

1 業務名

泉佐野市出会いの機会創出事業（婚活デジタルプラットフォーム構築）業務

2 業務の概要・目的

幅広く出会いの機会を創出するため、デジタル技術を活用したデジタルプラットフォームを構築することで、結婚を希望する独身男女が出会いの機会に恵まれるよう環境を整備することにより、希望を叶え、少子化対策に資すること。

3 業務実施場所

発注者と協議のうえ調整し、泉佐野市が指定する場所

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託業務内容等

事業目的を達成するため、婚活デジタルプラットフォーム構築業務を実施します。

なお、以下は、採択された提案に従って、受託者と市で協議の上、内容を変更し実際の仕様書に反映します。

(1) 婚活デジタルプラットフォーム構築

市主体の婚活者向けデジタルプラットフォームを構築するとともに、管理者・利用者がともに使いやすく充実したサービスを提供できるよう、仕様検討等を行う。併せて、次に列記する業務を行い、提案内容や費用にもその内容を反映させる。

① 仕様検討、調整

- ・スマートフォン、タブレット、パソコン等様々なデバイスで利用できるものとし、業務概要を鑑みたシステムを構築すること。
- ・利用者への通知機能などを活用し、当該サイトの利用促進を行うこと。
- ・当該サイト利用者の対象年齢は20歳以上の独身男女とし、当該サイトに利用登録をする際には、本人確認を必須とする等、なりすまし防止などの安全面に配慮した運用方法のもとで利用できる仕組みとすること。
- ・当該サイトの管理・運用については受託者にて行うこと。  
(管理画面の閲覧権限については市に提供すること。)
- ・市の関与無しで入会面談日程調整、入会登録作業、マッチング相手とお見合い日程調整、お見合い場所の調整(店舗の予約含む)等ができること。

- ・利用登録の際に提出された書類については、2年に1回程度の更新を行うよう利用者に案内すること。更新されなければ利用者に対してのリマインドや婚活デジタルプラットフォームの使用制限をかけられるようにすること。
- ・統計データを抽出、抽出データの保存が行えるようにすること。

② AI マッチングなど当該サイト利用者に配慮した機能の構築

③ 既存の婚活ポータルサイトからのデータ移行作業

既存婚活ポータルサイト（※1）へ既に登録されている利用者情報のデータ（CSV形式）をスムーズに移行すること。

（※1）<https://sanokoi.city.izumisano.lg.jp/>

④ クラウドサーバーの構築

⑤ 利用者マニュアルの作成

⑥ セキュリティ対策

システムを構築するにあたって個人情報を取り扱うことになり、より高いレベルのセキュリティ対策が必要であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令を遵守すること。

また、個人情報の保護及び利用者が安心して婚活デジタルプラットフォームを利用できるよう、コンピュータウイルスの侵入、感染に対する措置としてウイルス対策ソフトの導入を行うこと。

⑦ バックアップ対策

- ・日常的な保守・管理に専任の職員を必要としないシステムであること。
- ・メンテナンスについては日常的に敏速に応じられる体制があること。
- ・データセンターの 停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策およびデータの損失・破壊の予防策を行うこと。
- ・サーバーについて、3世代以上のデータバックアップを行うこと。
- ・データベースのジャーナル記録を保存し、障害時に障害発生時点に近い状態に復旧できること。

## 6 事業計画

受託者は、事業開始前に市と作業の手順、方法、日程等十分に打ち合わせの上、業務工程表（任意）を提出すること。

なお、変更の必要が生じ、かつ、その変更内容が適切と判断される場合は、変更した事業計画および支出内訳見積りを市に提出し、承諾を受けるものとする。

#### 7 事業報告（定期・随時）

上記の事業計画に従って事業を実施し、その事業の進捗状況について事業計画と比較し、市に報告すること。

また、必要に応じて市より随時に報告を求める場合には、協力すること。

#### 8 事業完了後の実績報告・事業報告

事業終了後、事業目的・内容に沿った事業実施による定性的・定量的成果を記載した完了届（任意様式）を市に納入すること。また、本事業を通じて作成したその他の成果物がある場合は、市に納品すること。

#### 9 関係法令等の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたり、本仕様書及び関係法規を遵守すること。

#### 10 提出物

(1) 受託者は、下記の成果品を市に提出する。

- ・「泉佐野市出会いの機会創出事業（婚活デジタルプラットフォーム構築）業務」実績報告書
- ・利用者マニュアル

(2) 提出先 泉佐野市成長戦略室おもてなし課

(3) 提出期限 令和9年3月末日

(4) 著作権等

本業務委託に伴い新たに発生した著作権及び使用権については、発注者に帰属するものとし、成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者においてこの使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

#### 11 成果品検査

受託者は、成果品の納入の際に当市の検査を受けるものとし、当市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

#### 12 委託対象経費

(1) 本事業に従事する者の人件費、事業費、再委託・外注費および一般管理費とする。

(2) 総事業費の算出において、一般管理費は、直接経費（人件費＋事業費）×一般管理費により算出し、再委託・外注費は、一般管理費を計算するうえで直接経費の対象外とする。また、一般管理費率は、その上限を10%とする。

### 1 3 支払いについて

- (1) 市は、完了届を受領後、仕様書に基づく事項について仕様書どおり実施しているかを確認次第、請求書を受領し支払うこととする。
- (2) 本事業に関連した者の人件費、事業費、再委託・外注費等の帳票類は業務終了後5年間保管することとし、市の求めがある場合には提出しなければならない。

### 1 4 その他

- (1) 本事業により、作成、補正、改編された記録等の著作権は市に帰属する。
- (2) 事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。  
ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については市に帰属する。
- (4) 本仕様書に記載の無い事項については、市と受託者双方協議の上、これを定めるものとする。
- (5) 企画提案時に提出した内容の達成が見込めない場合において、委託契約期間であっても、契約金額の変更、又は契約の解除を行う場合がある。
- (6) その他、事業の実施に際しては市の指示に従うこと。

以上